

京 都 大 学 の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(情報ネットワーク危機管理委員会)</p> <p>第7条 情報ネットワークに関わる危機管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク危機管理委員会を置く。</p> <p>2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、情報基盤担当の理事が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(情報ネットワーク危機管理委員会)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 } </p> <p><u>(情報ネットワーク倫理委員会)</u></p> <p><u>第7条の2 情報ネットワークにおける人権侵害、著作権侵害等に該当し、又は該当するおそれのある情報の発信防止等を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク倫理委員会を置く。</u></p> <p><u>2 情報ネットワーク倫理委員会に関し必要な事項は、情報基盤担当の理事が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年9月25日から施行する。</p>